

<b>兵高教組</b> <b>調査情報</b> 2017年7月7日 <b>6号</b>	兵庫県高等学校教職員組合調査部 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185 URL : <a href="http://www.hyogo-kokyoso.com">http://www.hyogo-kokyoso.com</a> mail : <a href="mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com">honbu@hyogo-kokyoso.com</a>
---	---

# 県教委「模試監督料と通常の賃金(1単位35週分)は別もの」と説明

県教委は、4月24日付けで「模擬試験の実施に係る非常勤講師の活用について」を発しました。県教委は、2011年5月に、業者模試を公務として扱うことを容認した通知の中で、非常勤講師の活用について述べたものを具体化したもの、職場の多忙化解消策の1つとなる、旨の説明を5月29日に高教組にしました。

## 各校予算6万7千円では、多忙化解消にはならない

非常勤講師の報酬額		
時間額	昨年度	改定額
50分	¥2,780	¥2,790
120分	新設	¥6,700
100分		¥5,580
90分	¥5,000	¥5,020
80分	新設	¥4,460
75分	¥4,170	¥4,190
70分	¥3,890	¥3,910
65分	¥3,610	¥3,630
60分	新設	¥3,350
55分	¥3,060	¥3,070
45分	¥2,500	¥2,510
30分	¥1,670	(据置)

県教委は、模試監督等にあって、年間で6万7千円と監督をした日の通勤手当を別途予算化しています。民間業者の業務に従事に、公費を充てることは問題ですが、その課題は後述するとして、この予算のみで非常勤講師の方に監督を任せて、3年生の学年教員の勤務がさほど軽減される訳ではありません。

左は、4月から改訂された非常勤講師の報酬額、下表はB社7月模試の時間です。模試の時間は、生徒数や学校の状況で異なりますが、仮にこの模試時間で監督をお願いすると、27,910円となり、3クラスで監督をお願いすると予算を超えてしまいます。多忙化解消は、単に聞こえの良い口実にすぎません。一般職(正規・常勤)には、模試の公務化で、代休等を認めています、現状取れない状況です。

B社7月模試時間 社・理併せて			
国語	数学	英語	社会・理科
100分	120分	100分	180分

## 非常勤講師の賃金(1単位35週分)がまず支給されるべき

県教委は、今回の模試に際しての賃金は、1単位35週とは別のものと、高教組には説明しています。まずは、非常勤講師の通常の賃金(1単位35週分)が年間を通じて確保された計画が練られた

上で、模試監督はそれとは別途のものとして支給されるべきです。すでに各校で、1年間の予定等を勘案して、非常勤講師の勤務予定日を作成し、お知らせしているかと思いますが、「模試監督をしたのだから、監督時間を含めて35週分の支給をした」という管理職がいれば、高教組にお知らせください。

模試監督にあたっては、通常業務以外

です。非常勤講師が監督を強制されることはありません。また勤務した際は公務扱いとなりますので、万一の際は公務災害の適用です。

今回の模試監督問題とは異なる話題となりますが、高教組には、この35週が確保されていないという訴えがしばしば寄せられています。また、一方で、テスト作成や採点、提出物の確認等で、生徒に丁寧な指導をしようとするれば、1単位35週分では不足するという声もあり、今回の公費の支出には疑問の声もあがっています。

## 本来業者模試の監督等は業者がすべきこと

2011年、県教委は県立高等学校が利用する業者模試の監督等の業務を公務であるとみなす通知を出しました。その理由は、「営利企業等従事」と見なして申請・許可により週休日に実施するというやり方が、「社会通念上理解を得ることは困難」であるからとしています。この点に関しては、「監督等の業務は地方公務員法第38条違反であり営利企業等従事許可を行ってもその違法性を免れることはできない」と高教組が従来から指摘してきたことであり、県教委がそれを放置してきたことは厳しく批判されるべきです。

本来業者模試に係る業務は業者に行わせれば何の問題もなく解決できるはずで

す。それを業者に求めることなく、すましてきたことに最大の問題があります。「営利事業等従事」と方法でごまかし、それが耐えられないとなると「教職員の公務である」というさらなる誤りを押し付けてきました。その結果、地公法違反の公金支出であるとの監査請求が認められ賃金カットされる可能性も否定できないという問題が、公費を支払うという形で表面化しているため、以前にも増して強まってきました。

大学受験に係る進路指導を業者模試に頼らざるを得ない状況は、日本の教育制度や社会のあり方にまで還元される問題であり、一足飛びには解決できません。しかし業者模試の監督等の業務が「教職員の公務である」とは、社会通念上認めがたいことであり、今回は、非常勤講師を公費で賄うことで、一層、問題を大きくさせることとなっています。

本来民間企業の業者模試の監督等は業者がすべきことです。例えば、学校を会場として業者に貸し出し、そこで業者が監督を一般にアルバイト等で応募する、という方法も可能なわけです。学生時代に模試監督のアルバイトを経験した職員もおられると思います。県教委が、業者模試は業者で、との施策をとれば、解決する問題です。

高教組は今回の県教委通知に対して、以下の要求書をあげています。

1. 今後、賃金等勤務条件に関わることは事前に高教組と交渉をすること。
2. 民間業者の模試等を公務の扱いとした平成23年5月13日付け教教第1249号、教高第1207号の通知は、公務員の職務専念義務に違反するものとする。模試実施にあたっては、一般職、特別職に関わらず、公務員を用いずに業者に責任を持って実施させるように検討し、直すこと。
3. 非常勤講師の報酬は、従来通り1単位あたり35週分の予算を確保し、通常の業務のなかで支給すること。仮に業者模試を平成29年4月24日付け事務連絡にあるように実施するにしても、非常勤講師には35週分の予算とは別枠で支給し、そのことを、各校に周知徹底をすること。また週休日および休日の出勤には別途、休日手当を支給すること。
4. 非常勤講師が模試監督に当たる際は、強制せず本人の了承を得ること。
5. 非常勤講師の勤務をする日以外に実施する際は、通勤旅費の支給を行い、公務災害の適用となることを周知徹底すること。
6. 業者模試の在り方と超過勤務の削減について、今後、高教組と交渉の場を設定すること。